茨木市地域中核企業立地促進奨励金

～市内企業の土地・建物・設備への投資を支援～

令和８年１月１日～新制度が施行

市内企業の事業拡大や本社の新規立地を支援し、本市産業の活性化を図るため、自己の事業の用に供する不動産等を取得する事業者に奨励金を交付します。

市 内 全 域

対象者

- 本社機能が市内に所在する企業・社団法人・財団法人・独立行政法人
- 令和８年１月１日以前から継続して市内で事業所を操業している市外本社企業等（物流業は対象外）
- 学校法人（本社要件問わない）

土　地

新たに取得した敷地面積が 500 ㎡以上の土地
（１年以内に建物の建設に着手するもの）

建　物

新築、建替え、増築した延べ床面積が 500 ㎡以上の建物

設　備

新築、建替え、増築した建物に導入する取得合計額が
3,000 万円以上の設備（償却資産）
※既存の建物へ設備を導入しただけでは対象になりません

交付措置及び交付期間

- 対象不動産に課される固定資産税及び都市計画税相当額の１／２
- 設備に課される固定資産税相当額の１／２
- １年度あたり上限額：１億円
- 税が初めて課される年度から起算して３年間

①新たに５００㎡以上の土地を取得

取得の日から<u>１年以内</u>に
その土地を敷地として、
自己の事業の用に供する
500 ㎡以上の建物の建設に着手

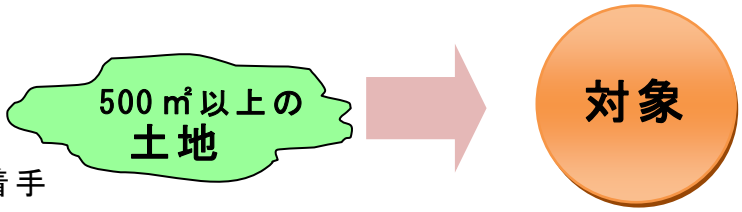

②建物（新築）

500 ㎡以上の自社の
土地を所有

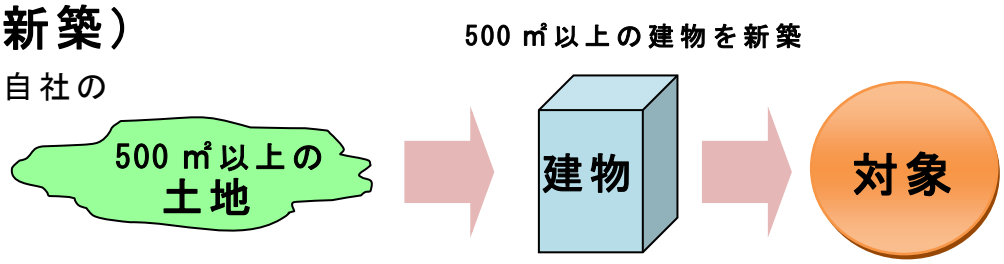

③建物（建替え）

500 ㎡以上の自社の
土地、建物を
所有

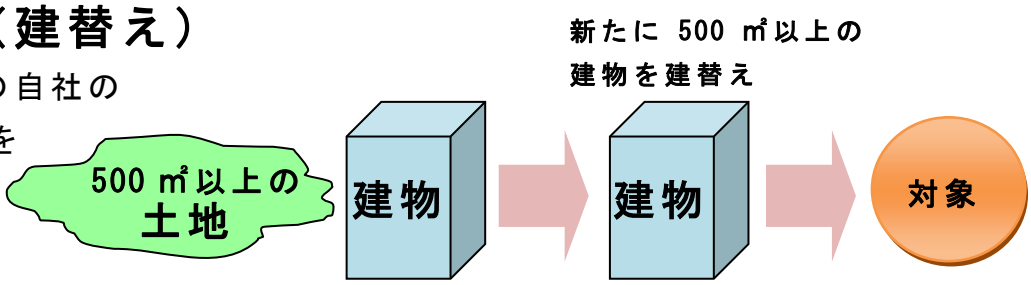

④建物（増築）

500 ㎡以上の自社の
土地、建物
を所有

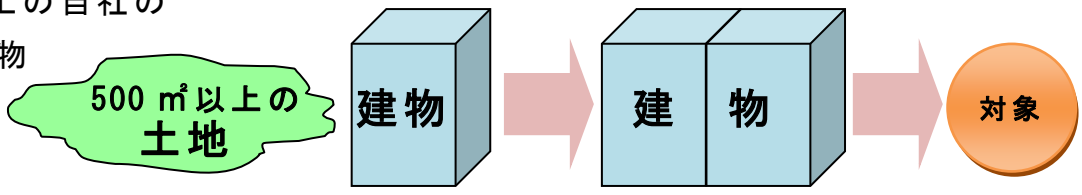

⑤設備（新設）

500 ㎡以上の自社の土地に新築・
建替え・増築した 500 ㎡以上の
自社の建物に
導入した設備

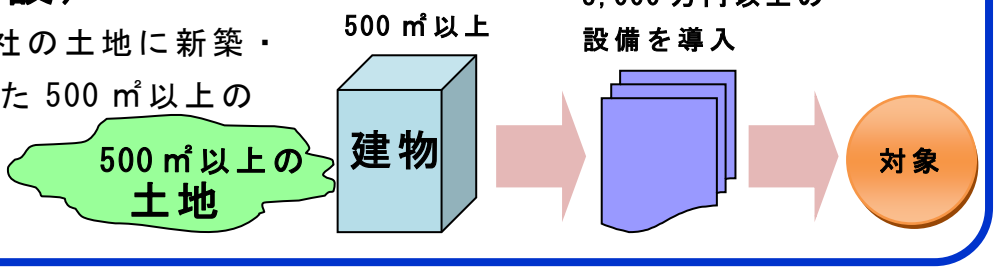

奨励金の申請から交付までの流れ

土　地　の　取　得
建物の新築・建替え・増築
新築・建替え・増築した建物へ導入した設備

↓

固定資産税及び都市計画税の納税告知

↓

交　付　の　申　請
・固定資産税及び都市計画税が課される年度ごと
・納期の到来している市税を納付していること

↓

交　付　決　定

↓

交　付　請　求
・請求年度の３月中に請求する

↓

奨　励　金　の　交　付

奨励金の申請、企業（事業所等）の立地、支援につきましてはこちらまでご相談ください。	【お問い合わせ先】 茨木市くらし産業環境部産業振興課企業支援Ｇ 大阪府茨木市駅前三丁目８番１３号 電話：０７２－６２０－１６２０ FAX：０７２－６２７－０２８９ E-mail：kigyousien@city.ibaraki.lg.jp